

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香 川 県 教 育 委 員 会

## 香川県教育委員会規則第2号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（第1号様式）により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。当該届出をした職員が住居、<u>通勤経路、通勤方法若しくは同条第4項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）</u>を変更し、<u>駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合についても同様とする。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（第1号様式）により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。当該届出をした職員が住居、通勤経路若しくは<u>通勤方法</u>を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(確認及び決定)</p> <p>第5条 任命権者は、職員から第3条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示又は第16条の2に定める<u>駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出</u>を求め等の方法により確認し、その者が条例第22条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき同条第2項の規定による額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(確認及び決定)</p> <p>第5条 任命権者は、職員から第3条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求め等の方法により確認し、その者が条例第22条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき同条第2項の規定による額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、</p>	<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、</p>

同項の規定に準じて支給単位期間（条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。次条、第9条第1項第1号、第10条第2号、第16条の5第1項第1号、第17条の2第1項及び第18条において同じ。）を定めることができる。

(1)～(5) 略

(運賃等相当額)

第9条 略

(自動車等使用者の支給額)

第9条の2 条例第22条の3第2項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |      |                        |         |
|------|------------------------|---------|
| (1)  | 片道5キロメートル未満            | 2,700円  |
| (2)  | 片道5キロメートル以上10キロメートル未満  | 5,500円  |
| (3)  | 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 8,300円  |
| (4)  | 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 11,100円 |
| (5)  | 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 13,900円 |
| (6)  | 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 16,700円 |
| (7)  | 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 19,500円 |
| (8)  | 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 | 22,300円 |
| (9)  | 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 | 25,100円 |
| (10) | 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 | 27,900円 |
| (11) | 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 | 30,700円 |
| (12) | 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 | 33,500円 |
| (13) | 片道60キロメートル以上           | 36,300円 |

(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第9条の3 略

(併用者の区分及び支給額)

第10条 略

(1) 略

同項の規定に準じて支給単位期間（条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。次条、第9条第1項第1号、第10条第2号、第16条の2第1項第1号、第17条の2第1項及び第18条において同じ。）を定めることができる。

(1)～(5) 略

(運賃等相当額)

第9条 略

(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第9条の2 略

(併用者の区分及び支給額)

(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第9条の2 略

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第22条の3第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 条例第22条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。次号において「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。））にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 運賃等相当額

(3) 条例第22条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第2号に定める額

（条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間）

#### 第15条の2 略

##### 2 略

3 前2項に定める期間の中途において、条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至ったことにより当該通勤手当の支給額が改定されることとなったときの当該通勤手当に係る支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。次項、次条第1項第1号、第16条の5第1項第3号並びに第17条の2第3項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイにおいて同じ。）は、その事実の生じた日の前日に終了する。

##### 4 略

（特別料金等の額の2分の1に相当する額等）

#### 第16条 略

##### 2 略

3 条例第22条の3第3項第2号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額は、支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。第16条の5第1項第4号において同じ。）における当該特別急行列車等の利用回数をその利用区間に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあつては、当該乗じて得た額に相当する額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

(2) 条例第22条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。次号において「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 運賃等相当額

(3) 条例第22条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

（条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間）

#### 第15条の2 略

##### 2 略

3 前2項に定める期間の中途において、条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至ったことにより当該通勤手当の支給額が改定されることとなったときの当該通勤手当に係る支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。次項、次条第1項第1号、第16条の2第1項第3号並びに第17条の2第3項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイにおいて同じ。）は、その事実の生じた日の前日に終了する。

##### 4 略

（特別料金等の額の2分の1に相当する額等）

#### 第16条 略

##### 2 略

3 条例第22条の3第3項第2号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額は、支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。次条第1項第4号において同じ。）における当該特別急行列車等の利用回数をその利用区間に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあつては、当該乗じて得た額に相当する額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

り捨てた額)とする。

#### 4 略

##### (駐車場等の要件)

第16条の2 条例第22条の3第4項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務学校の周辺又は第5条第1項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第20条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると人事委員会に協議して教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める要件とする。

##### (駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第16条の3 条例第22条の3第4項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

##### (駐車場等に係る通勤手当の額)

第16条の4 条例第22条の3第4項第1号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合には、5,000円)とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)

た額)とする。

#### 4 略

が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会に協議して教育委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第16条の5 略

(1) 略

(2) 自動車等に係る通勤手当（駐車場等に係る通勤手当を含む。以下同じ。） 当該通勤手当が支給されることとなる月

(3)・(4) 略

2・3 略

第17条の3 通勤手当（条例第22条の3第3項第2号に掲げる通勤手当を除く。）を支給される職員につき、月（特別急行列車等に係る通勤手当にあっては、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる月を除く。）の中途において支給規則第11条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に、当該通勤手当に係る支給単位期間（普通交通機関等に係る通勤手当にあっては条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあっては第16条の5第1項第2号に定める月、条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあっては同号に規定する支給単位期間をいう。）のうち当該月の分の額として人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額からその額を支給規則第11条第1項に規定する日割計算（条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあっては、当該月の全日数を基礎とした日割による計算）により算定した額（そ

(支給日等)

第16条の2 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じて当該各号に定める月の公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号。以下「支給規則」という。）第8条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(1) 略

(2) 自動車等に係る通勤手当 当該通勤手当が支給されることとなる月

(3)・(4) 略

2・3 略

第17条の3 通勤手当（条例第22条の3第3項第2号に掲げる通勤手当を除く。）を支給される職員につき、月（特別急行列車等に係る通勤手当にあっては、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる月を除く。）の中途において支給規則第11条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に、当該通勤手当に係る支給単位期間（普通交通機関等に係る通勤手当にあっては条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあっては第16条の2第1項第2号に定める月、条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあっては同号に規定する支給単位期間をいう。）のうち当該月の分の額として人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額からその額を支給規則第11条第1項に規定する日割計算（条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあっては、当該月の全日数を基礎とした日割による計算）により算定した額（そ

の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を差し引いた額を返納させるものとする。

(支給できない場合)

第18条 条例第22条の3第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月(自動車等に係る通勤手当にあっては、当該通勤手当が支給されることとなっていた月)の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間又は当該通勤手当が支給されることとなっていた月に係る通勤手当(同条第2項及び第4項の規定による額に限る。)は、支給することができない。

(事後の確認)

第19条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第22条の3第1項、第3項又は第4項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券、契約書、領収書等の提示若しくはこれらの写しの提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を差し引いた額を返納させるものとする。

(支給できない場合)

第18条 条例第22条の3第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月(自動車等に係る通勤手当にあっては、当該通勤手当が支給されることとなっていた月)の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当(同条第2項の規定による額に限る。)は、支給することができない。

(事後の確認)

第19条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第22条の3第1項又は第3項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。



5から第17条の3までの規定の例による。この場合において、同規則第17条の2第3項第1号ア中「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。）」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」と、「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該得られる額に相当する額）」とあるのは「額」と、「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同号イ中「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同項第2号ア中「額の2分の1に相当する額」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」とする。

2から第17条の3までの規定の例による。この場合において、同規則第17条の2第3項第1号ア中「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。）」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」と、「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該得られる額に相当する額）」とあるのは「額」と、「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同号イ中「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同項第2号ア中「額の2分の1に相当する額」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」とする。